

令和6年度

# 中山間地域等直接支払交付金 実施状況

滋賀県 農政水産部 農村振興課  
地域資源活用推進室 船原

# 目次

## I. 制度の概要について… (P3~5)

## II. 令和6年度の実施状況

1. R6 協定面積・協定数… (P8)
2. 面積の推移 … (P9)
3. 協定数の推移 … (P10)
4. 地域区分別の農用地 … (P11)
5. 傾斜区分別の農用地 … (P12)
6. 交付金の使途 … (P13)
7. 共同取組費の内訳 … (P14)
8. 集落戦略の作成状況 … (P15~16)
9. 個別協定 … (P17)
10. 中山間地域での取組み… (P18)

## III. 第6期対策の概要

1. 次期対策見直しのポイント… (P20)
2. 交付単価 … (P21)
3. 体制づくりの類型イメージ… (P22)
4. ネットワーク化した協定の活動例  
… (P23~24)
5. ネットワーク化計画の作成について  
… (P25)
6. 第6期対策における加算措置  
… (P26)

## IV. 今後の取組方針… (P28~30)

# I . 制度の概要

# I. 制度の概要について

## ～目的～

農業の生産条件が不利な中山間地域等で5年以上継続して農業生産活動等を行う農業者等を支援し、**耕作放棄の発生防止、多面的機能の確保**を図る。

## (1) 仕組み

集落等を単位に農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する。

## (2) 対象者

集落等を単位とする協定を締結し、**5年間農業生産活動を継続する**農業者等

## (3) 交付単価 (主なもの)

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20以上)	21,000 (16,800)
	緩傾斜 (1/100~1/20)	8,000 (6,400)
畑	急傾斜 (15度以上)	11,500 (9,200)
	緩傾斜 (8~15度)	3,500 (2,800)



## (4) 対象となる活動

- ① 農業生産活動を継続するための活動… (8割単価)  
(農用地での耕作や水路・農道の維持管理に必要な経費)
- ② 体制整備のための取組… (10割単価)  
・・・集落戦略の作成

## (5) 加算措置 (10aあたりの単価)

地域農業の維持発展に向けての一定の取組を行う場合には、以下の加算が可能。  
加算に取組むには、**各メニューごとに目標を立て、目標年度までに達成する必要がある。**

- ① 棚田地域振興活動加算 (10,000円/10a)
- ② 超急傾斜農地保全管理加算 (6,000円/10a)  
傾斜1/10以上の農用地の保全管理の取組に対して加算



- ③ 集落協定広域化加算 (3,000円/10a)  
ほかの集落との広域化して取り組む活動に加算



- ④ 集落機能強化加算 (3,000円/10a)
- ⑤ 生産性向上加算 (3,000円/10a)

◆ 農用地の管理方法や協定内の役割分担などを取り決めた協定を締結し、交付金の用途についても協定の合意のもとおおよそ自由に使うことができる。

## ◆ 集落戦略

集落の6~10年後の将来像を想定し、地域の課題やその対策について話し合いのもと作成する“指針”協定へ記載するほか地図をまとめる。  
**最終年(令和6年度)までに作成**

# I. 制度の概要について

## (6) 対象地域

★法指定地域・・・以下の法律によって指定された地域  
(8法+1法)

「特定農山村法」、「山村振興法」、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」、「半島振興法」、「離島振興法」、「沖縄振興特別措置法」、「奄美群島振興開発特別措置法」、「小笠原諸島振興開発特別措置法」、「棚田地域振興法」

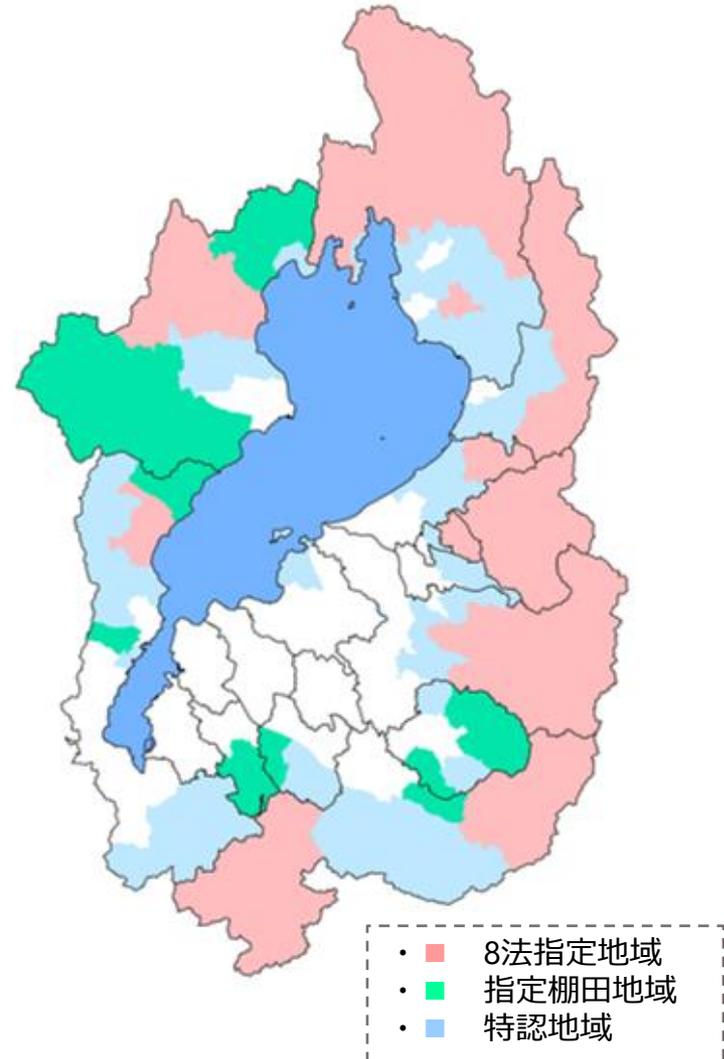
★特認地域・・・知事が特に定める基準に該当する地域

### 1. 地域基準

- ①法指定地域に隣接する地域
- ②農林統計上の「中間農業地域」「山間農業地域」
- ③既成市街地等に該当せず一定の要件を満たす地域
- ④特定農山村法にかかる要件を満たす地域(急傾斜のみ)

### 2. 農用地基準

- (1) 上記①から③の地域については、次のいずれかの要件を満たす農地等
  - ア 傾斜農用地(田1/100以上、畑・草地 8度以上)
  - イ 自然条件により小区画・不整形な田
  - ウ 高齢化率・耕作放棄地の高い農地
- (2) 上記④の地域については、次の要件を満たすこと。
  - ア 急傾斜農用地の田(1/20以上)



## **Ⅱ. 令和 6 年度の実施状況**

## Ⅱ. 令和6年度の実施状況

### ◆中山間地域等直接支払交付金実施要領 第8の2

#### 第8 第三者機関の設置

1 (省略)

2 都道府県は、交付金の交付が計画的かつ効果的に推進されるよう市町村及び関係団体に助言するとともに、**交付金の交付状況の点検、市町村の対象農用地の指定の評価、特認地域及び特認基準についての審査検討を行う中立的な第三者機関を設置する。**

### ◆滋賀県農村振興交付金制度審議会運営要領 第2条関係

#### 審議会の担任する事務の細目

#### 1 中山間地域等直接支払交付金に関する事務

(1) 交付金の実施状況の点検に関すること。

(2) 中間年および最終評価に関すること。

(3) (4) 省略

2 省略

3 その他農村の振興に係る交付金制度の調査審議に必要な事務

## Ⅱ. 令和6年度の実施状況 1. R6協定面積・協定数

- ◆ 交付市町数 : 11市町
- ◆ 協定数 : 173協定 (集落協定 : 170協定 個別協定 : 3協定)
- ◆ 交付面積 : **2,580ha** (前年度 : 2,576ha (+ 4 ha))

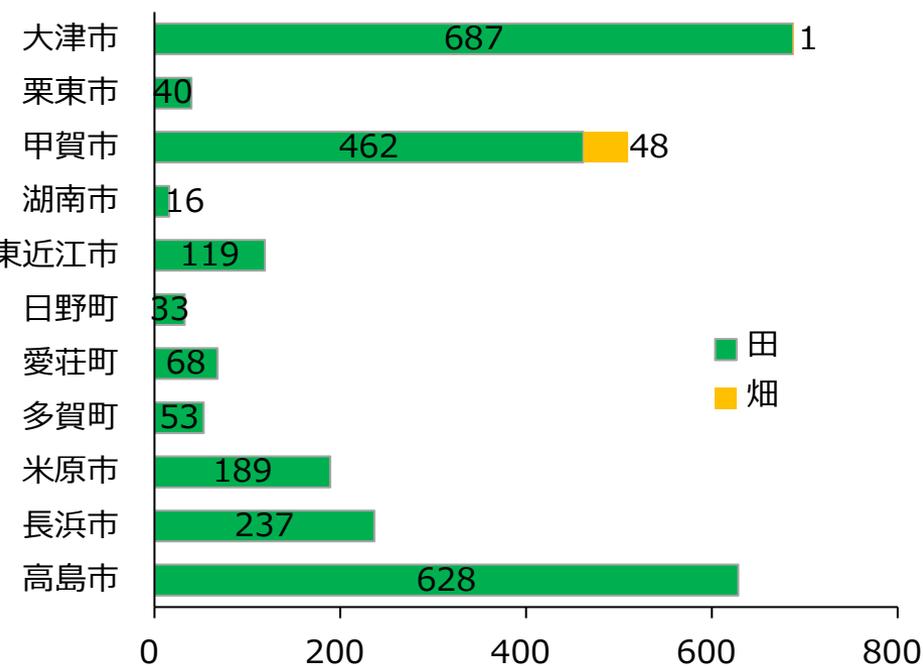


図-1 各市町における取組面積 (ha)

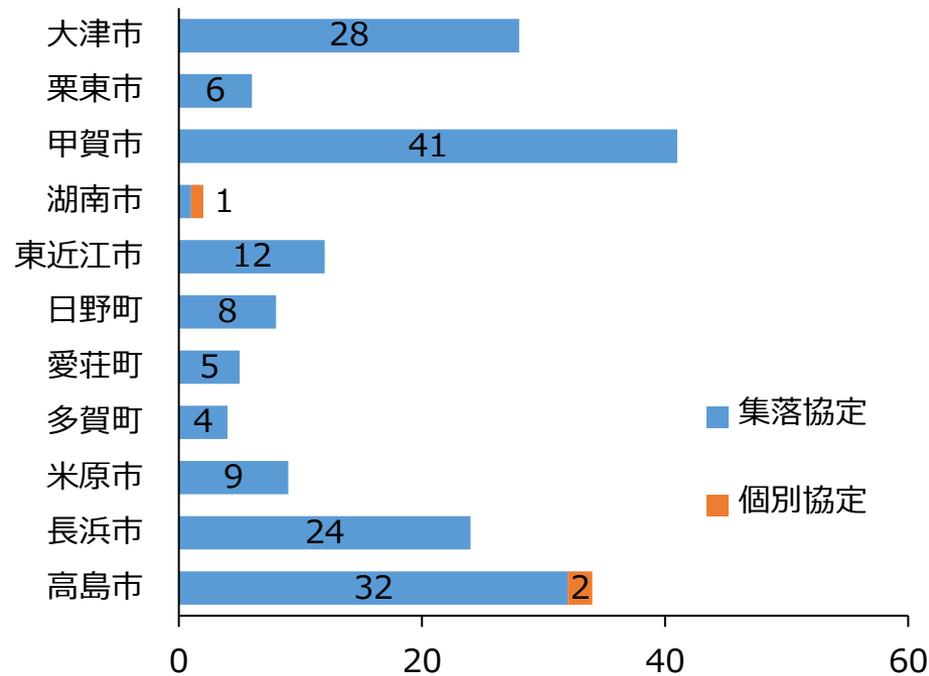


図1-2.各市町における取組協定数 (協定)

## Ⅱ. 令和6年度の実施状況 2.面積の推移

平成12年度：中山間地域等直接支払制度が開始

平成27年度：「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく安定的な措置として実施

第5期対策からの増加が顕著で、第4期の終わりと比べて約800ha増加

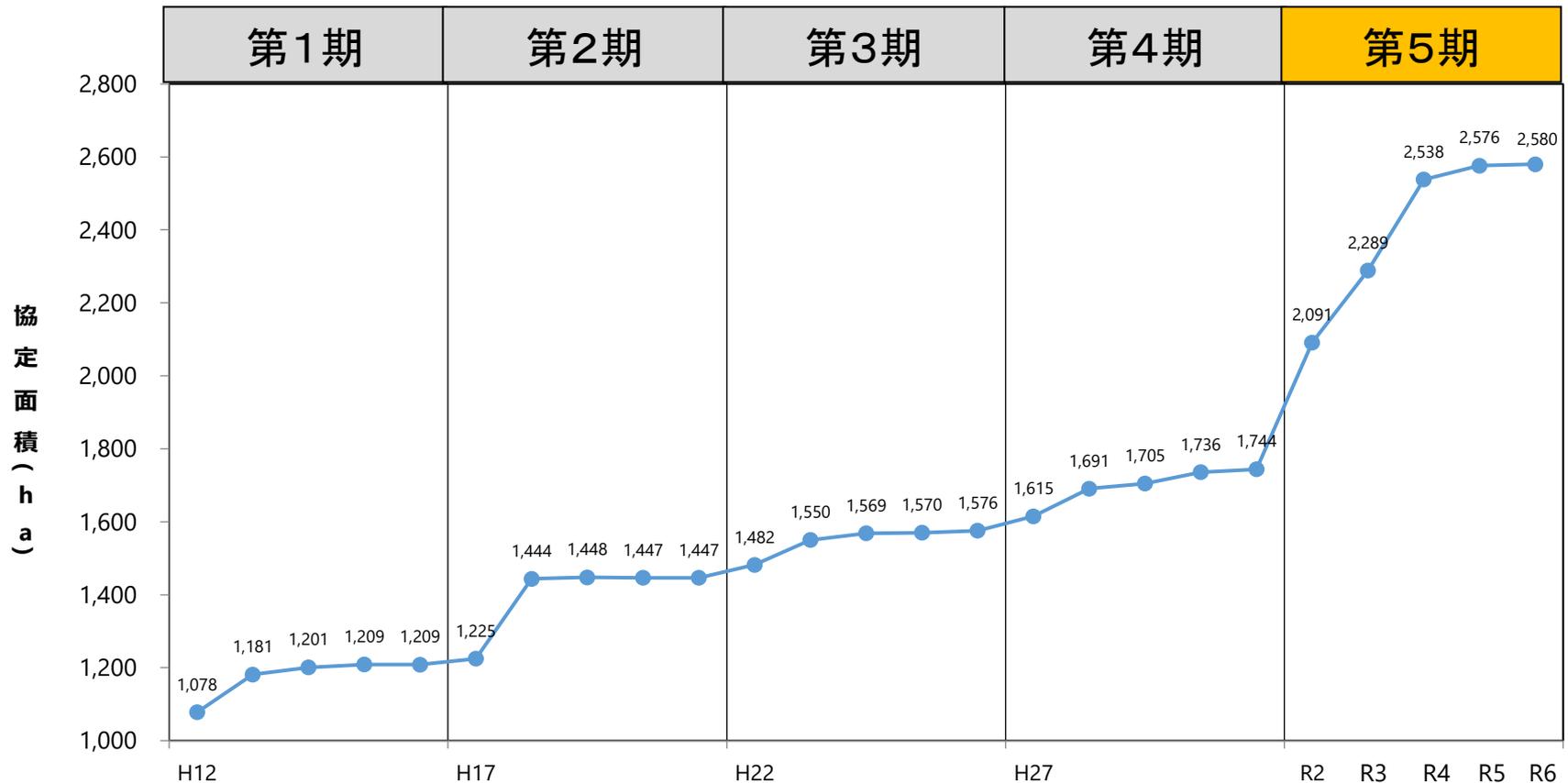


図-3 滋賀県内の協定面積の推移 (ha)

## Ⅱ. 令和6年度の実施状況 3. 協定数の推移

◆協定数 : **173協定** (集落協定 : 170協定 個別協定 : 3協定)  
 (R5年度 : 182協定 (集落協定 : 179協定 個別協定 : 3協定))  
 昨年度より、甲賀市 : - 9 協定

- 甲賀市では、10集落 (笹路・上の平・山女原・山中 他6協定) → 1集落 (山内地域) に統合された。

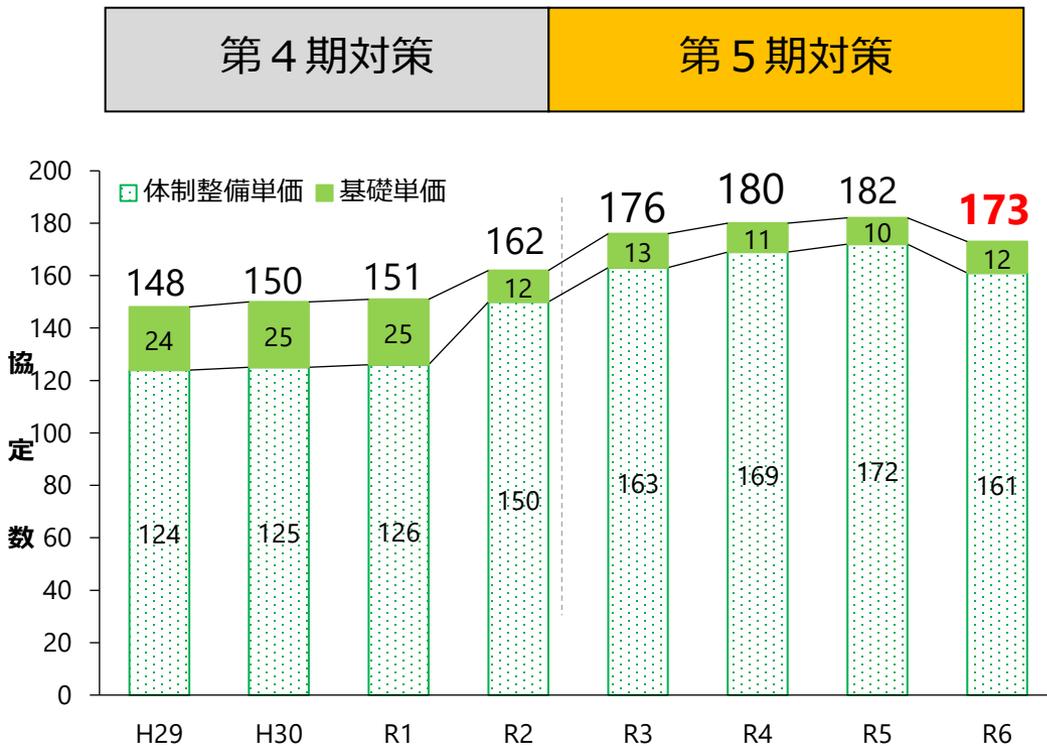


図-4 協定数の推移 (協定)

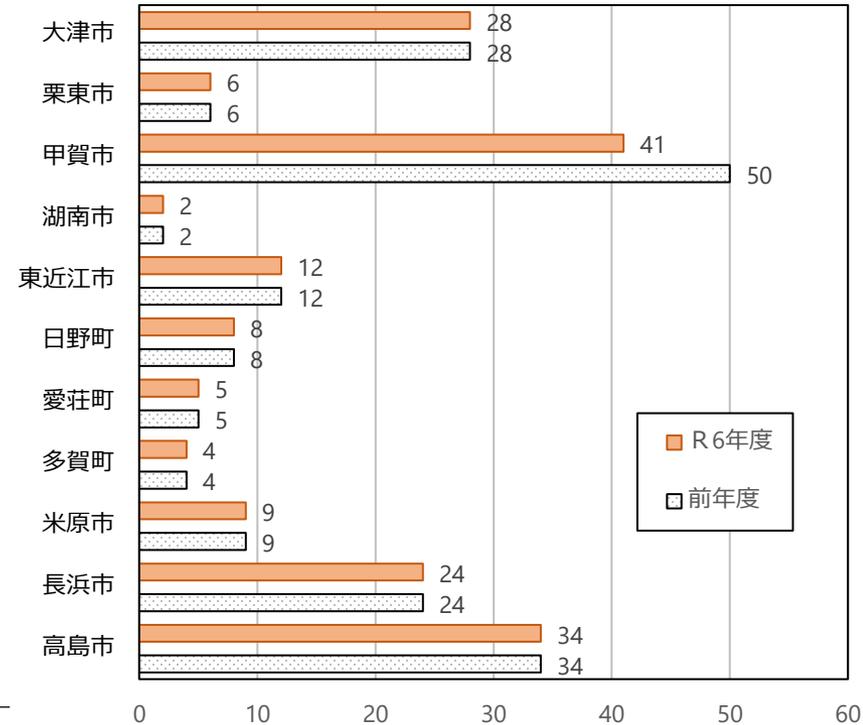


図-5 前年度からの協定数の比較 (協定)

## Ⅱ. 令和6年度の実施状況 4. 地域区分別の農用地

協定農用地の交付面積**2,580ha**のうち、

－ **法指定地域 1,656ha (64.2%)**      **特認地域 924ha (35.8%)**

(令和5年度 法指定地域 1,655ha (64.2%) ..... 特認地域 921ha (35.8%) )

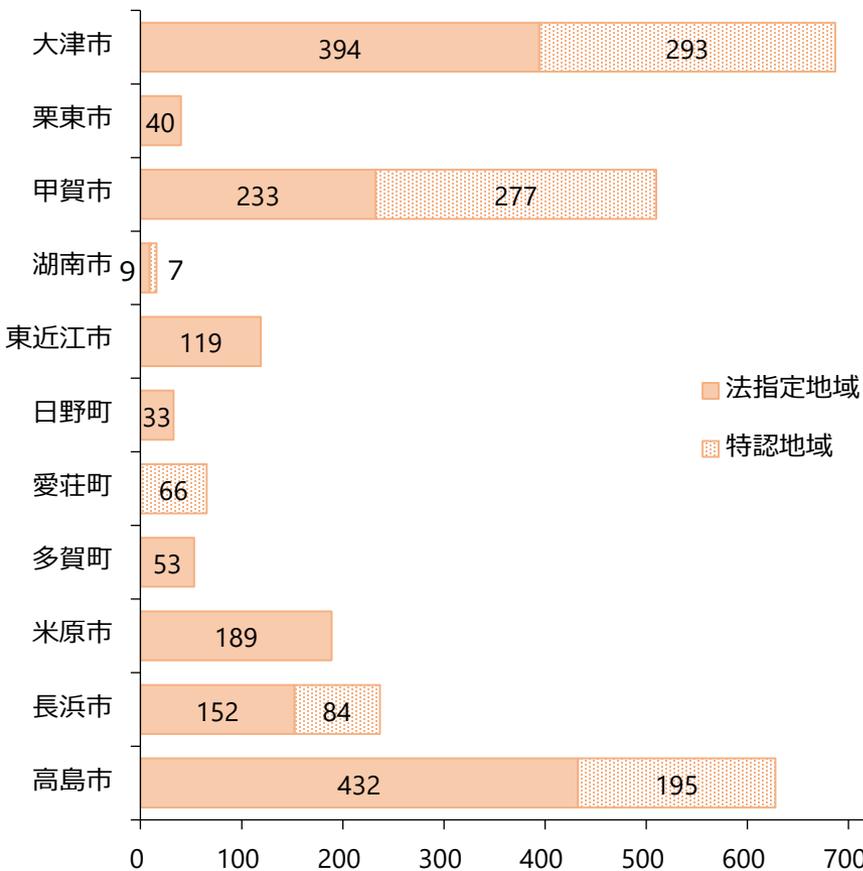


図-6 令和5年度地域区分別の協定面積 (ha)

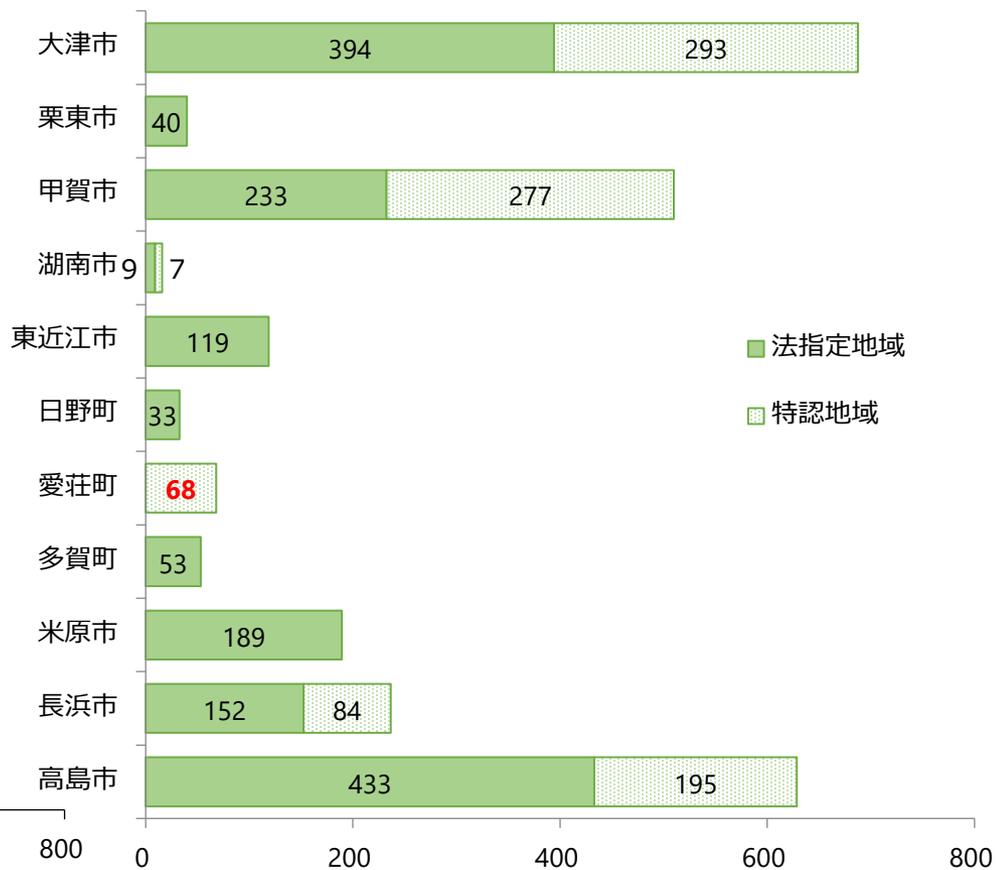


図-7 令和6年度地域区分別の協定面積 (ha)

## Ⅱ. 令和6年度の実施状況 5. 傾斜区分別の農用地

協定農用地の交付面積**2,580ha**のうち、

－急傾斜 **1,076ha** (41.7%) 緩傾斜 **1,504ha** (58.1%)

(令和5年度 急傾斜 1,076ha (41.8%) 緩傾斜 1,500ha (58.2%) )

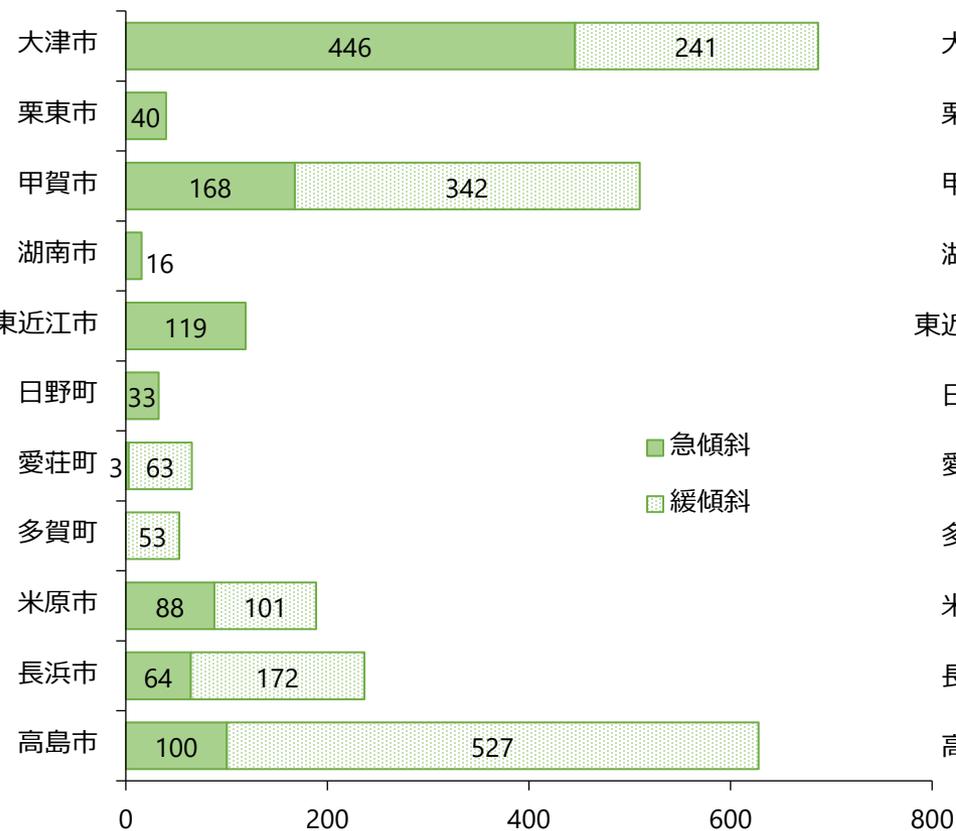


図-9 令和5年度傾斜区分別の協定面積 (ha)

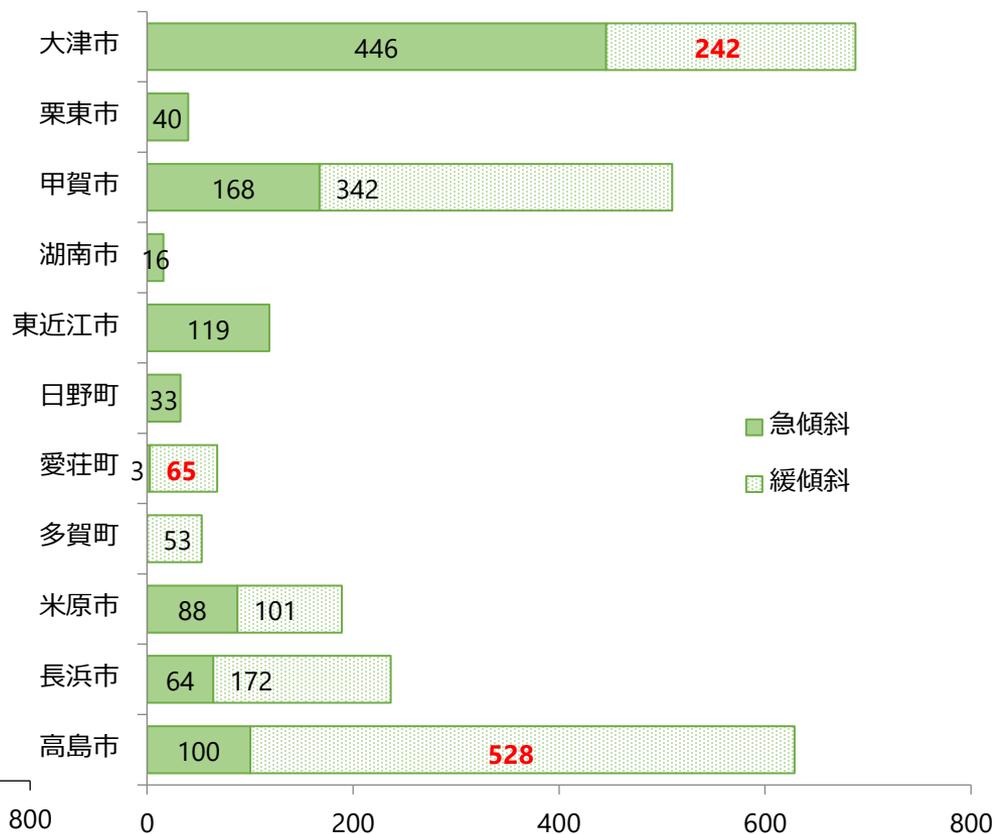


図-10 令和6年度傾斜区分別の協定面積 (ha)

## Ⅱ. 令和6年度の実施状況 6. 交付金の使途

交付金額 362,647千円のうち、  
 共同取組活動に充当 217,745千円 (60.0%)  
 個人配分に充当 144,903千円 (40.0%)

表-1 交付金額の充当の内訳

市町名	交付額 (千円)	割合 (%)			
		共同取組活動	個人配分	共同	個人
大津市	123,697	68,927	54,770	56	44
栗東市	9,579	2,243	7,336	23	77
甲賀市	62,766	38,799	23,967	62	38
湖南市	2,151	1,723	428	80	20
東近江市	24,969	17,412	7,557	70	30
日野町	6,852	5,944	908	87	13
愛荘町	6,018	6,018	0	100	0
多賀町	4,250	4,250	0	100	0
米原市	31,946	20,571	11,375	64	36
長浜市	28,223	20,184	8,040	72	28
高島市	62,195	31,675	30,520	51	49
滋賀県計	(361,574) 362,647	(226,601) 217,745	(134,973) 144,902	(63) 60	(37) 40

※滋賀県計の上段の ( ) は令和5年度の数値。

## II. 令和6年度の実施状況 7. 共同取組費の内訳

共同取組活動費のうち、

- 約49%は農地の基本的な維持管理活動に使われている。  
(道・水路管理費、鳥獣被害防止対策費、共同器利用機械購入等費)
- 積立を占める部分が2割以上を占めている。

表-2 共同取組活動費の支出内訳 (千円)

市町名																		
	共同取組活動充当総額	(R6)共同取組活動充当額	前年度末積立等総額	役員報酬	研修会等費	道・水路管理費	農地管理費	鳥獣被害防止対策費	共同利用機械購入等費	共同利用施設整備等費	多面的機能増進活動費	土地利用調整関係費	法人設立関係費	農産物等の販売促進関係費	都市住民との交流促進関係費	その他	積立等	
大津市	133,237	68,927	64,310	4,243	801	20,340	4,305	5,840	29,428	2,381	2,416	0	0	0	0	16,351	44,695	
栗東市	4,221	2,243	1,978	260	0	187	0	0	712	0	0	0	0	0	0	1,187	1,036	
甲賀市	89,028	38,799	50,229	1,623	1,092	22,090	9,514	3,053	7,990	3,984	1,534	1,266	717	0	0	8,606	31,136	
湖南市	1,736	1,723	14	100	0	0	191	163	431	0	88	0	0	0	372	392	0	
東近江市	35,109	17,412	17,697	570	31	16,518	6,783	3,539	1,114	2,778	0	0	0	0	0	149	0	
日野町	15,877	5,944	9,933	231	53	0	1,914	228	10,864	1,350	0	0	0	0	0	1,238	0	
愛荘町	9,342	6,018	3,324	130	0	0	0	4,561	0	0	347	0	0	0	0	2	4,302	
多賀町	6,650	4,250	2,400	230	0	4,263	0	232	0	2,700	0	0	0	0	0	418	0	
米原市	41,044	20,571	20,472	852	0	8,770	1,962	1,272	15,065	0	0	0	0	0	0	2,437	7,705	
長浜市	20,512	20,184	328	1,413	147	3,012	4,326	3,076	3,694	1,338	0	0	0	0	0	1,531	2,010	
高島市	52,975	31,675	21,300	1,431	304	13,441	5,223	6,554	14,462	146	815	0	0	0	105	7,223	1,518	
滋賀県計	(388,596)	(226,601)	(161,995)	(11,863)	(1,945)	(72,846)	(26,369)	(27,996)	(36,419)	(10,725)	(3,119)	(408)	(717)	(171)	(747)	(19,570)	(173,364)	
	409,731	217,745	191,986	11,082	2,426	88,621	34,218	28,518	83,760	14,677	5,199	1,266	717	0	477	39,534	92,402	
(共同活動費に占める割合)				(3%)	(1%)	(19%)	(7%)	(7%)	(9%)	(3%)	(1%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(5%)	(45%)	
				3%	1%	22%	8%	7%	20%	4%	1%	0%	0%	0%	0%	10%	23%	

※滋賀県計の上段の( )は令和5年度の数値。

## Ⅱ. 令和6年度の実施状況 8. 集落戦略の作成状況

10割単価（体制整備単価での活動）の協定160協定のうち

- ・ 集落戦略作成済み・・・160協定（100.0%）
- ※昨年度・・・85協定/170協定（50.0%）

表-4 令和6年度 集落戦略作成状況

市町	集落協定数	集落戦略作成中協定数	集落戦略作成済協定数	
大津市	25	0	25	100.0%
栗東市	6	0	6	100.0%
甲賀市	38	0	38	100.0%
湖南市	0	0	0	—
東近江市	12	0	12	100.0%
日野町	8	0	8	100.0%
愛荘町	4	0	4	100.0%
多賀町	4	0	4	100.0%
米原市	9	0	9	100.0%
長浜市	24	0	24	100.0%
高島市	30	0	30	100.0%
計	160	0	160	100.0%

（令和7年3月末時点）

# Ⅱ. 令和6年度の実施状況 8. 集落戦略の作成状況（参考）

## (1) 「集落戦略」と「地域計画」について

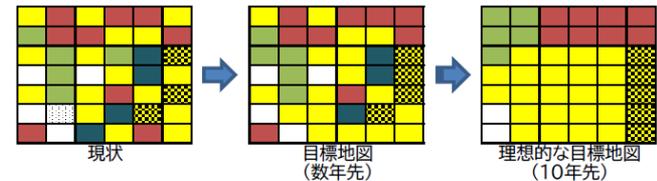
- 集落協定等の農村地域が農業経営基盤強化促進法に基づく「地域計画」を作成し、認定を受けると、本事業の「集落戦略の作成」とみなすことができる。
- 「地域計画」の中に協定農用地をすべて含み、協定参加者が「地域計画」の作成のための話し合いに参加する必要がある。

## (2) 「地域計画」とは

- 農業経営基盤強化促進法の第19条第1項に基づく、地域の農業者等の話し合いにより、将来の農業のあり方と農地利用を明確にするために作成する計画（従来の「人・農地プラン」に取り替わるもの）。
- 目標地図の作成の中で地域の農地の一筆一筆に対して今後利用する農業者を設定し、以降それに基づいて農地の貸借を行うことになる。
- 滋賀県では、すべての地域で令和6年度までに作成することとして推進。

### 【目標地図の作成】

農地の集約化を目標としつつ、集落の実情に合った実現可能な目標地図を作成しましょう。

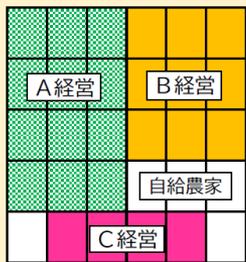


※10年先の目標地図の作成が難しい場合は、数年先とするなど期間を短くして作成しましょう。

### 今後の地域の方向性【検討例】

地域の実情によって今後の方向性は様々です。以下には主な事例を示しています。誰が農業を担うのか、活力ある農村をどう創るのか、集落や住民ですべきことは何か、など今後の方向性を話し合しましょう！

#### 【例1】個別経営への農地の集約



- ①個別経営ごとに農地を集約化
- ②集落内に担い手がいない場合は、集落外の担い手に農地をまとめて貸す

#### 【例2】集落営農組織と個別経営の連携強化



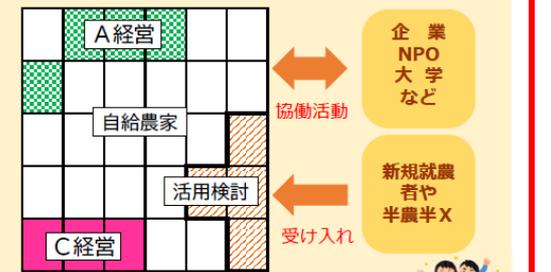
- ①集落営農組織と個別経営の農地を交換しすみ分け
- ②相互が作業受委託、期間借地で経営を補完

#### 【例3】集落営農組織の発展



- ①集落内での人材の確保と育成
- ②専従者等の雇用
- ③集落営農組織間の連携

#### 【例4】農地活用と集落の活性化に向けた様々な方策の検討



#### 《取組の例》

- ①企業・大学等との協働活動
- ②新規就農者や半農半X等の受け入れ
- ③広域連携、農村RMOへの取組

## Ⅱ. 令和6年度の実施状況 9. 個別協定

個別協定の取組は3協定

- ・ 湖南省市 1協定
- ・ 高島市 2協定

表-5 令和6年度 個別協定活動状況

協定締結者	農業生産法人 (湖南省市)	認定農業者 (高島市在原)	認定農業者 (高島市下古賀)
交付単価	基礎単価 (8割)	体制整備単価 (10割)	基礎単価 (8割)
協定締結面積 (ha)	6.7	11.4	1.4
取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業生産活動を5年間以上継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業生産活動を5年間以上継続</li> <li>・ 耕作放棄の防止活動 (賃借権設定・農作業の委託、 農地の法面管理、柵・ネット等 の設置)</li> <li>・ 水路、農道等の管理</li> <li>・ 周辺林地の下草刈り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業生産活動を5年間以上継続</li> <li>・ 耕作放棄の防止活動 (借地権設定・農地の法面管理)</li> <li>・ 水路、農道等の管理</li> <li>・ 周辺林地の下草刈り</li> </ul>

注) 個別協定の場合、協定農用地に自作地を含めると、農業生産活動を5年以上継続する以外に、多面的な機能を発揮させる取組等が必要となる。

## Ⅱ. 令和6年度の実施状況 10. 中山間地域での取組み

### 【1. 米原市 東草野集落協定】

協定面積 : 63ha      交付金額 : 15,289千円  
協定参加者 : 農業者 30人   非農業者 2人



#### 集落機能強化加算

- 機械の共同利用のための組織を立ち上げ、広域化した協定農地の保全を行う
- 大学との連携事業の開始（農学部ゼミ）、獣害電気柵の設置・撤去、梅ちぎり、加工品作り等を実施



### 【2. 大津市 上仰木・辻ヶ下第3集落協定協議会】

協定面積 : 40 ha      交付金額 : 12,776千円  
協定参加者 : 農業者 90人   非農業者 0人



#### 棚田地域振興活動加算

- 上仰木地区の棚田で、小学校・高校・大学の学生の農業体験学習を実施



# **Ⅲ. 第6期対策の概要 (令和7年度～令和11年度)**

### ◆対象農地の見直し

- ・ 交付対象農地を農振農用地区域内および**地域計画区域内**の農用地とする

### ◆共同取組活動が断続的に行われるための体制づくりを推進

- ・ 体制整備単価（10割単価）の要件を「**ネットワーク化活動計画**」の作成とすることとなった

### ◆農業生産活動が断続的に行われるための体制づくりを推進

- ・ 「**ネットワーク化加算**」を新設

### ◆スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた意欲的な取組を支援

- ・ 「**スマート農業加算**」を新設

## 交付単価 (円/10a)

地目		基礎単価 (8割)	体制整備単価 (10割)
田	急傾斜 (1/20以上)	16,800	21,000
	緩傾斜 (1/100~1/20)	6,400	8,000
畑	急傾斜急傾斜 (15度以上)	9,200	11,500
	緩傾斜緩傾斜 (8~15度)	2,800	3,500

### 基礎単価

#### 農業生産活動等

- ・水路、農道管理
- ・荒廃農地の発生防止活動等

#### 多面的機能を増進する活動

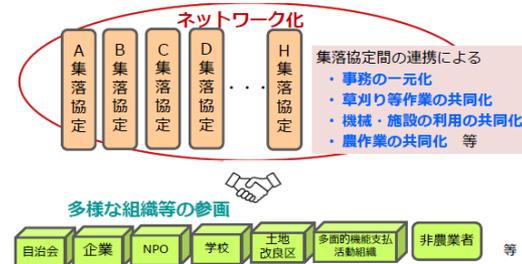
- ・周辺林地の管理
- ・景観作物の作付
- ・魚類等の保護等

+

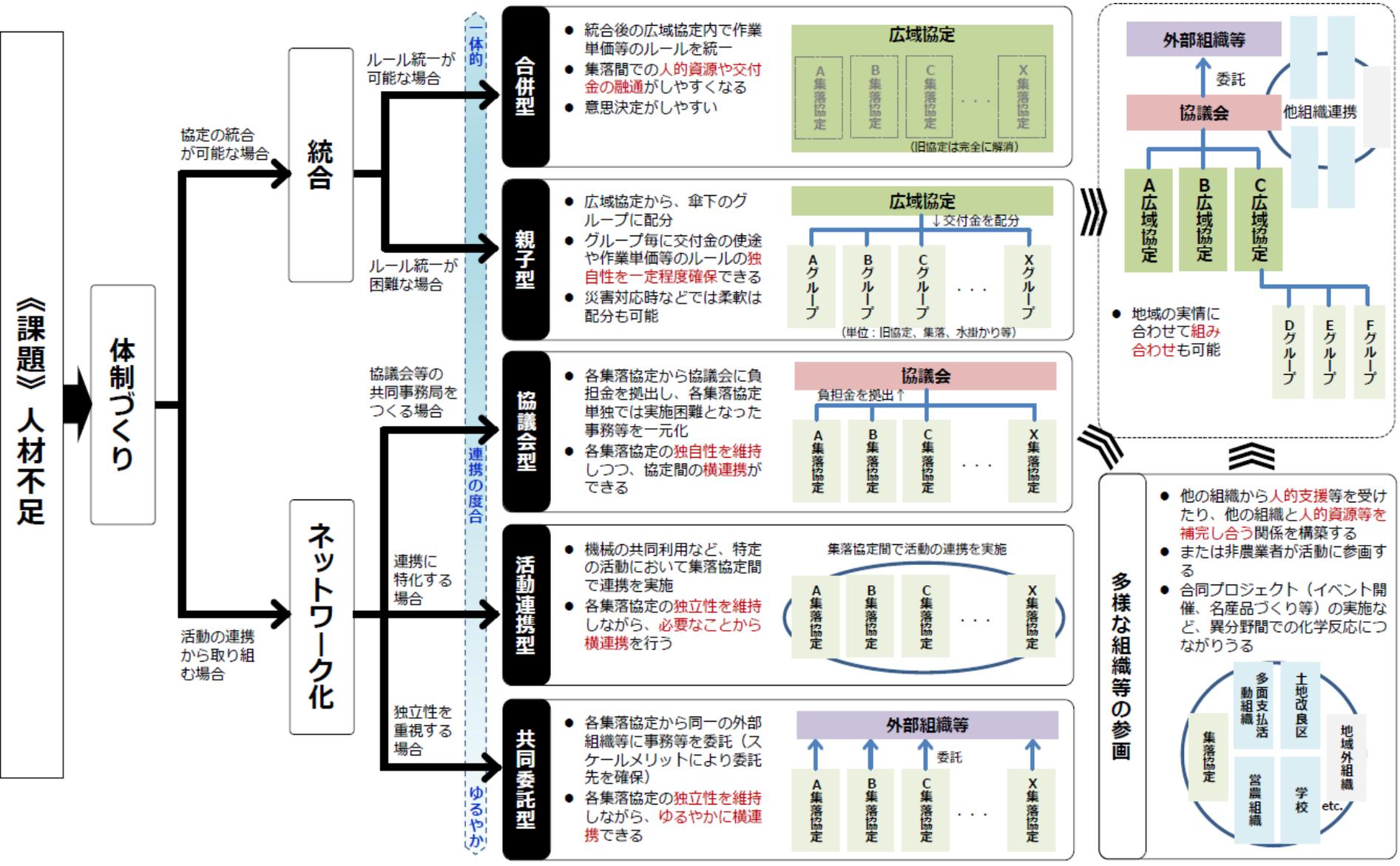
### 体制整備単価

#### ネットワーク化活動計画の作成

- ・複数の集落協定間でのネットワーク化（活動の連携）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画
- ・令和11年度までに作成を完了する必要あり



《ネットワーク化》  
 複数の集落協定が事務作業や傾斜法面の草刈り等の作業について、労力等を補完し合いながら連携して活動を行う体制を構築すること



農林水産省HP「中山間地域等直接支払制度体制づくり（統合・ネットワーク化・多様な組織等の参画等）参考事例集」令和6年12月より

### ◆事務の一元化

- ・ 共同事務局を設置し、各協定が行う事務（実績報告関係資料の整理、会計帳簿の整理、会議資料作成等）を一括して行う

### ◆草刈り等作業の共同化

- ・ 集落協定間の連携を強化する協議会を設立し、農地・地域維持を目的に非農家や若者を中心とした草刈り隊を結成。人員が不足するところに草刈り隊を派遣して草刈りを実施する。

### ◆機械施設の利用の共同化

- ・ それぞれの集落協定で管理していた共同機械を共有化し、一括管理する。より広範囲の機械の共有により、機械使用の選択肢が多様化するとともに、農作業のさらなる効率化を図る

### ◆農作業の共同化

- ・ 担い手がネットワーク化した集落協定内の農地の防除や機関作業などを請け負い、ネットワーク化した集落協定内の営業を支える仕組みを構築する。

統合（親子型）

塩谷町



### 中山間地域等直接支払交付金「<sup>しおや</sup>塩谷町中山間地域活性化協議会」（栃木県塩谷町）

各集落の独自性を維持しつつ、広域化により事務負担軽減を実現

- 第5期対策から5集落が統合し、継続的に参画集落を拡大し（R5年度7集落）、1町1広域協定を実現
- 加算措置の活用により、事務の効率化や省力機械等の多面的な導入・活用を推進

町（1町1広域協定）

- ・ 交付事務、支援・指導
- ・ 制度の周知、新規集落の誘導
- ・ 鳥獣害対策関連事業との調整
- ・ 交付金の活用方法の助言等

事務局（町役場内）

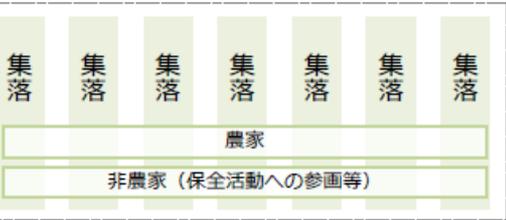
- ・ 書類整理
- ・ 帳簿管理
- ・ 現地研修、イベント調整
- ・ 機械導入の支援等

塩谷町中山間地域活性化協議会（広域協定）

役員：構成7集落からの代表者により構成  
総代：構成7集落の総代から選出

専任事務員の雇用  
（集落協定広域化加算から拠出）

各集落に  
予算を配分



各集落で農用地や水路等の保全活動

共同で乗用草刈機・ドローン等の利用：13台導入（R2年度～R5年度）  
合同で省力化機械のオペレーター養成研修会を実施：計4回（同期間）

【集落協定の概要（R5現在）】

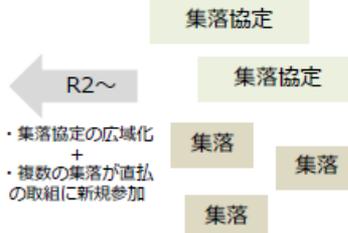
協定開始：平成12年度（広域協定化：令和2年度）

面積：196ha（田）

共同取組活動費への配分割合：74.9%

構成員：農業者148人、非農業者101人

主要作物：水稲、大豆 等



【鳥獣害侵入防止柵設置作業】

### ①集落・地域のこれまで

- ・ 町が主導となり、事務負担の軽減及び新規集落参加の効果的推進に向けて、すでに制度に取り組んでいた2集落協定及び新規3集落により、**町を事務局とした広域協定を令和2年度に締結**
- ・ その後新規参加集落を増やし、R5年度は7集落で活動（R6年度からさらに1集落取り込み、8集落で構成）

### ②実施体制の特徴

- ・ 広域協定の締結に当たり、集落協定広域化加算を活用して専任の事務員を雇用し、**町役場内に事務局を設置**
- ・ 協議会から各集落に予算が配分され、**農用地や水路等の保全活動を各集落で実施することで独自性を維持**
- ・ 町から助言等を得ながら、7集落の代表者で構成される総会において共同取組活動の内容を検討

### ③取組の内容・成果

- ・ 町の全旧村（3地区）すべてを広域化していることから、新規農用地の取り込みなど、町全体の掘り起こしが可能
- ・ 広域協定のメリットを活かし、生産性向上加算を用いて乗用草刈機やドローン等の高性能、省力機械の導入・活用が多面的に進み、持続的な活動体制づくりを推進
- ・ 鳥獣害対策関連事業を活用しつつ、侵入防止柵等の整備を実施することで生産性の向上を図っている
- ・ 専任事務員の雇用により下記業務が効率化
  - ・ 交付事務（各集落でなく協議会と町で完結することが可能、専任事務員が実施）
  - ・ 協議会の会計業務
  - ・ 協議会での機械購入等に関する事務処理（契約関係）
  - ・ 事務処理が困難な集落の活動日誌と支払一覧表の整理を実施
  - ・ 新規参加集落の図面や名簿等の整理
  - ・ 集落からの交付金に関する相談の対応
  - ・ 総会や会議の開催、機械の説明会に関する段取り

地域計画における農地利用の将来像などの将来ビジョンを踏まえながら、協定参加者のみなさんで十分な話し合いを行い、合意形成を図る。

- ① 集落協定書に、対策期間内のネットワーク化活動計画の作成を位置付け  
★体制整備単価の適用開始
- ② 協定参加者で話合う
- ③ ネットワーク化活動計画の作成、市町へ提出
- ④ 活動の実施、ネットワーク化活動計画の実現に向けたフォローアップ

※令和11年度までに③まで達成されなかった場合、交付金（単価の2割）の返還が必要

加算措置	活動内容	加算額 (円/10a)
棚田地域振興活動 加算	棚田地域振興法に基づく対象の棚田等の保全と地域の振興を支援	10,000
超急傾斜農地保全 管理加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・田 1/10以上、畑 20°以上</li> <li>・超急傾斜農地の保全</li> <li>・農産物の販売促進 等</li> </ul>	6,000
<b>ネットワーク化加算 (新設)</b>	<p>複数の集落協定間でのネットワーク化、統合等を行った上で、主導的な役割を担う人材の確保と農業生産活動等の継続のための活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○主導的な役割を担う人材（地域内の組織が行う活動において中心的な役割を担うことが見込まれる者）の確保</li> <li>○設定した目標達成に向けた農業生産活動等の継続のための取組（担い手等の人材確保、草刈等作業の共同化、機械・施設の利用の共同化など）</li> </ul>	10,000円 （～5ha部分） 4,000円 （5～10ha部分） 1,000円 （10～40ha部分）
<b>スマート農業加算 (新設)</b>	<p>スマート農業による作業の省力化・効率化を図る取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リモコン式自走草刈機による除草</li> <li>・ドローンによる播種・防除・農薬散布</li> <li>・水管理システムや自動鳥獣捕獲機の導入など</li> </ul>	5,000
集落機能強化加算 <b>(経過措置)</b> 第5期対策	新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等	3,000

# **IV. 今後の取組方針**

## IV. 今後の取組方針

### 課題①：中山間集落における人口減少・高齢化

- 本事業は、中山間地等の農業者に対する平地との格差の是正が根幹にあり、基本的な農業生産活動に対して支援するもの。
- 関係人口の創出や担い手確保に向けて、多様な主体との協働活動に対する支援として当該の事業を推進。  
(農村RMO形成事業やふるさと支え合い事業、さとのかぜ倶楽部など)

### 課題②：将来を見据えた地域農業の維持・展開

- 中山間地域では特に高齢化・担い手不足が顕著であることから、後継者のいない農地については、非農業者や非農業団体、地域外団体に維持管理してもらえるような地域の体制づくりを、「農村RMO形成事業」等の推進・展開により、関係課と連携しつつ「ネットワーク化活動計画」の作成を支援。

- 「ふるさと支え合いプロジェクト」や「しがのふるさと応援隊」により、非農家や若い世代が農村地域と関わりを持つ機会を増やすことで関係人口の創出を図る。  
 「ふるさと支え合いプロジェクト」協定締結：現在28地区（R6年）  
 （R7年度5地区実施予定）
- 棚田ボランティアの登録制度「たな友」の積極的な募集。  
 現在登録者（令和7年3月28日現在）：400名、  
 R6年度棚田ボランティア参加者数：延べ 425人
- 「しがの中山間地域活性化ガイドブック」、「滋賀県中山間地域振興の手引き」を活用し、地域住民が主体となった農山村の価値や魅力を活かした取組を進める。

令和6年度  
**さとのかぜ倶楽部**  
 ささまざまな連携とみなさんのアイデアで、より良い地域をつくっていきませんか？  
 地域の未来を一緒に考えよう

中山間地域には、豊かな自然や美しい風景が広がっています。その一方で、少子高齢化や過疎化、農業の担い手不足など、多くの課題を抱えており、地域の持つ多面的な価値の低下が懸念されています。持続可能な中山間地域であり続けるためには、それぞれの地域が持つ強みや課題を認識し、成功事例を共有しながら、住民同士の協力を活かして課題を克服し、みんなが暮らしやすい地域づくりについて一緒に考えましょう。

対象者【先着20名】  
 ●中山間地域の活性化を目指している方  
 ●農村RMOや地域活性化に興味のある方

スケジュール

第1回 11月23日(土) 13時～14時  
 ●参加者大募集 (長浜市西浅井地区)  
 ●参加費無料 (長浜市西浅井地区)  
 ●R6年度 11/20(水) 長浜市西浅井地区

第2回 1月25日(土) 14時～16時30分  
 ●研修参加後には「さとのかぜ倶楽部員」として中山間地域の活動事例を情報発信してもらう。  
 ●甲賀市船河地区

第1回・第2回 講師  
 「RICE IS COMEDY」 ONE SLASH株式会社 代表 滝水 雄行 様

長浜市西浅井町を拠点に、地域・未来のつながりをテーマにした多様な事業を展開中。

- 本制度に取り組んでいる方や地域の活性化に興味がある方を対象に開催。
- 研修参加後には「さとのかぜ倶楽部員」として中山間地域の活動事例を情報発信してもらう。



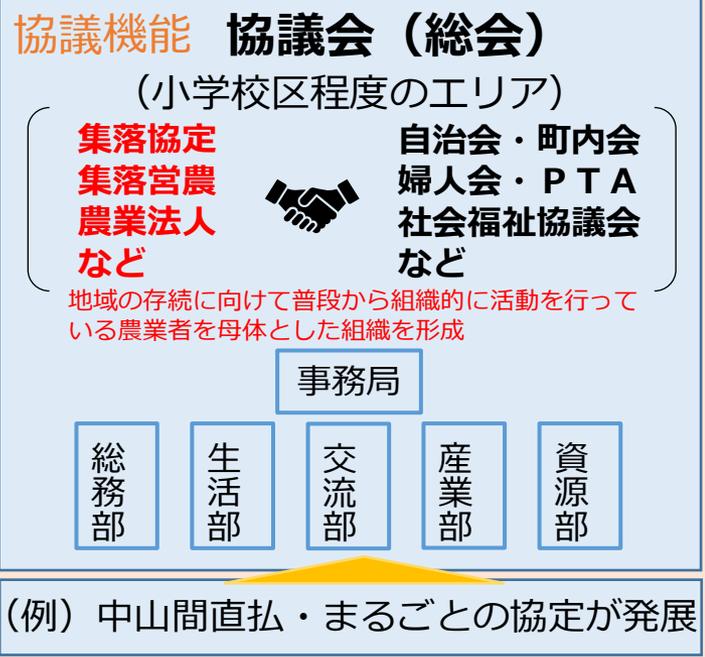
スマート農業の実演講習の様子



先進地の講師による講演の様子

「さとのかぜ倶楽部」開催案内（R6年）

農村RMOとは、集落協定などの農業者を母体とした組織と、自治会や社会福祉協議会などの多様な地域の関係者が連携して協議会を設立し、農用地等の保全活動・地域資源の活用・生活支援などの活動を行い、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織。



地域の将来ビジョン



地域協議会等が行う将来ビジョン策定やビジョンに基づく実証事業、デジタル技術の導入等、地域の特性を活かした取組の支援を行う